

社団法人日本獣医学会定款施行細則新旧対照表 (案)

所属研究団体検討委員会
第1回会議(2006.6.8)概要

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(入会手続き) 第2条 定款第6条の規定に基づいて、本会に入会しようとする者は、<u>所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費(別表)を添えて、日本獣医学会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 役 員</p> <p>(理事候補者の選出) 第11条 2 前項の正会員の選挙により選出する理事候補者は16名とする。 <u>ただし、各専門部会に4名の理事候補者を割り当てるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 評議員及び評議員会</p> <p>(評議員候補者の推薦) 第20条 2 (1)大学又は大学院の教授又は助教授、あるいは研究機関等においてこれらに準ずる地位のある者で、獣医学(関連分野を含む)の研究と本会運営に関心を持ち、十分な研究業績をあげ、<u>原則として会員歴継続10年以上の者</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 専門部会</p> <p>(専門部会会則) <u>第53条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(入会手続き) 第2条 定款第6条の規定に基づいて、本会に入会しようとする者は、<u>所定の入会申込書(様式1)及び会員カード(様式2)に必要事項を記入し、会費(別表)を添えて、日本獣医学会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 役 員</p> <p>(理事候補者の選出) 第11条 2 前項の正会員の選挙により選出する理事候補者は16名とする。 <u>ただし、改選年の前年の8月1日現在における各専門部会所属正会員数に応じて16名を比例配分した理事候補者の数を各専門部会に割り当てるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 評議員及び評議員会</p> <p>(評議員候補者の推薦) 第20条 2 (1)大学又は大学院の教授又は助教授、あるいは研究機関等においてこれらに準ずる地位のある者で、獣医学(関連分野を含む)の研究と本会運営に関心を持ち、十分な研究業績をあげ、<u>会員歴継続10年以上の者</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 専門部会</p> <p>(専門部会会則) <u>第53条 専門部会の運営は、別に定める専門部会会則により行う。</u></p>

2 削除

3 削除

(専門部会の役員)

第 5 4 条 削除

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

(専門部会役員を選任)

第 5 5 条 削除

(専門部会代議員会)

第 5 6 条 削除

2 削除

(専門部会会則の届出)

第 5 7 条 削除

(専門部会の新設又は改廃)

第 5 3 条

2 前項の専門部会会則は、本会の定款及び本定款施行細則に抵触しない範囲内で、各専門部会ごとに定める。

3 専門部会会則は、理事会の承認を得なければならない。

(専門部会の役員)

第 5 4 条 前条の専門部会会則に規定する専門部会の役員は、専門部会会長(1 名)、専門部会副会長(1 名)及び専門部会代議員若干名とする。

2 専門部会会長及び専門部会副会長は、本会の理事でなければならない。

3 専門部会代議員は、専門部会会長及び専門部会副会長を除く本会の理事及び本会の評議員とする。

4 専門部会会長は、前項及び第 5 5 条の規定にかかわらず、専門部会代議員会又は理事会において、評議員定数のため評議員候補者又は評議員に推薦できなかった評議員資格該当者を、専門部会代議員会の議を経て、専門部会代議員とすることができる。

5 前項の規定にかかわらず、評議員候補者又は評議員の推薦を辞退した評議員資格該当者は、専門部会代議員になることはできない。

(専門部会役員を選任)

第 5 5 条 専門部会の役員は、第 1 1 条、第 1 2 条及び第 1 5 条に定める本会の理事及び本会の評議員の選任規定ならびに別に定める本会役員候補者選出規定に基づいて、専門部会会員の中から選任し、専門部会代議員会の議を経て、専門部会総会の承認を得る。

(専門部会代議員会)

第 5 6 条 専門部会は、専門部会代議員会を置き、専門部会の運営のすべてに責任をもつ。

2 専門部会代議員会は、専門部会役員により構成される。

(専門部会会則の届出)

第 5 7 条 第 5 3 条の規定に基づいて、専門部会が専門部会会則を定めた場合及びこれを変更した場合は、当該専門部会会長は、その都度専門部会会則 1 通を理事長に提出するものとする。

(専門部会の新設又は改廃)

第 5 8 条

第11章 本会所属研究団体

(本会所属研究団体)

第54条

(本会所属研究団体の設置の申請)

第55条 本会所属研究団体の設置を希望するときは、当該本会所属研究団体の長は、会の名称、会の目的、会員数その他本会が必要と認める事項を記した申請書に会員名簿を添えて、理事長に提出しなければならない。

(本会所属研究団体設置の認可)

第56条

(本会所属研究団体会員数の報告義務)

第62条 削除

(本会所属研究団体設置の認可の取消)

第57条

(1) 削除

(1) 設置に必要な要件を満たさなくなったとき。

(3) 削除

(2) その後の活動が申請時の目的と著しく異なると認められたとき。

第12章 雑 則

(改廃)

第58条

平成18年 附 則
月 日改正

第11章 本会所属研究団体

(本会所属研究団体)

第59条

(本会所属研究団体の設置の申請)

第60条 本会所属研究団体の設置を希望するときは、当該本会所属研究団体の長は、会の名称、会の目的、会員数その他本会が必要と認める事項を記した申請書(様式4)に会員名簿を添えて、理事長に提出しなければならない。

(本会所属研究団体設置の認可)

第61条

(本会所属研究団体会員数の報告義務)

第62条 本会所属研究団体の長は、毎年2月末日までに、前年12月31日現在における会員数を記載した報告書(様式5)に、同じく前年12月31日現在の会員名簿又は異動会員の名簿を添えて、理事長に提出しなければならない。

(本会所属研究団体設置の認可の取消)

第63条

(1) 前条に定める会員数の報告義務を怠ったとき。

(2) 設置に必要な要件を満たさなくなったとき。

(3) 会の目的、会員数等について虚偽の申告を行ったとき。

(4) その後の活動が申請時の目的と著しく異なると認められたとき。

第12章 雑 則

(改廃)

第64条

附 則

別 表

削除

日本獣医学会所属研究団体の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医学会定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）第55条第2項の規定に基づき、日本獣医学会所属研究団体（以下「本会所属研究団体」という。）の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(登録会員)

第3条

2 獣医学会の会員は、定款施行細則第54条第2項の規定により、その所属する専門部会とは関係なく希望する複数の本会所属研究団体に登録することができる。

3 前項の規定にかかわらず、定款施行細則第2条第1項に定める必要事項として入会申込書に記載する本会所属研究団体名は、会員が主たる本会所属研究団体とするもの1に限るものとする。

(登録会員数)

第4条 本会所属研究団体は、原則として100名以上の獣医学会会員により構成され、研究・教育活動上適当な規模内容を有し、運営上必要な会則等の諸規程、役員組織その他の諸条件を備えるものとする。

(設置の申請)

第5条 本会所属研究団体の設置を申請するときは、定款施行細則第55条の規定2に基づき、設置を希望する研究団体の長は、所定の申請書に当該研究団体会員名簿を添えて、獣医学会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

附 則

平成18年 月 日改正

別 表

様式 1～5(省略)

日本獣医学会所属研究団体の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医学会定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）第60条第2項の規定に基づき、日本獣医学会所属研究団体（以下「本会所属研究団体」という。）の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(登録会員)

第3条

2 獣医学会の会員は、定款施行細則第59条第2項の規定により、その所属する専門部会とは関係なく希望する複数の本会所属研究団体に登録することができる。

3 前項の規定にかかわらず、定款施行細則第2条第1項に定める必要事項として会員カードに記載する本会所属研究団体名は、会員が主たる本会所属研究団体とするもの1に限るものとする。

(登録会員数)

第4条 本会所属研究団体は、200名以上の獣医学会会員により構成され、研究・教育活動上適当な規模内容を有し、運営上必要な会則等の諸規程、役員組織その他の諸条件を備えるものとする。

(設置の申請)

第5条 本会所属研究団体の設置を申請するときは、定款施行細則第60条の規定2に基づき、設置を希望する研究団体の長は、所定の申請書に当該研究団体会員名簿を添えて、獣医学会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

附 則